

(目 的)

第1条 この規程は、向上心に富み有能な素質を有する本会会員または岐阜聖徳学園大学在學生が、文化・学術・学問・スポーツ技術向上のため広範な研究並びに研鑽に励み自らの資質や能力を向上させ、その結果として顕著なる功績をおさめ母校の名誉を高める諸活動を奨励することを目的とする。

(受賞者の資格)

第2条 激励金を受ける者は次の者とする

- 1 本会正会員が対外競技に出場し、顕著な成績をおさめた場合
- 2 本会正会員が文化・芸術・学問において顕著な功績をおさめた場合
- 3 岐阜聖徳学園大学に在学しサークル活動等において対外競技・コンクールに出場し、個人・団体が顕著な成績をおさめた場合

(激励金の給付額)

第3条 激励金の支給は別表を目安として給付するものとする。

(褒賞金の給付申請及び決定)

第4条 激励金を受けようとする者は、根拠となる資料を本会会長に提出する。

- 2 申請があったときは、会長は規程に基づき給付を決定する。

(事務処理等)

第5条 申請に関わる受付その他の事務処理等については、事務局において処理する。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

別表

| 対 象 行 事                | 団体        | 個人        |
|------------------------|-----------|-----------|
| 西日本大会またはこれに準ずる大会       | 30,000 円  | 20,000 円  |
| 全国大会またはこれに準ずる大会        | 50,000 円  | 30,000 円  |
| アジア大会またはこれに準ずる大会       | 250,000 円 | 80,000 円  |
| オリンピック、世界大会またはこれに準ずる大会 | 300,000 円 | 100,000 円 |